

檜葉町復興推進計画

令和2年1月14日
福島県檜葉町

1. 計画区域

檜葉町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発災した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、町内のほぼ全域が警戒区域に指定される未曾有の事態となった。平成27年9月5日に避難指示が解除され、町内商工業の機能が少しずつ回復してきたことから、町内居住者が約57.06%である3,899名と毎月増加傾向にある。(令和元年11月30日現在)

このような状況の中、より一層の復興を進めていくために本町の中核的産業を担うこととなる企業の設備投資を支援することにより、住民の生活環境整備や利便性向上等、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、本町の中核的産業を担うことになる企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

震災当時、本町に立地していた浜通り交通株式会社(以下「対象事業者」という。)が、本町上繁岡地区において、檜葉本社営業所等の新設に必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業を実施することにより、本町の道路旅客運送業について5名の新規雇用を予定している。東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉事業をはじめとする復興従事者の送迎、デマンドバスによる地域住民の買い物利便性の向上、緊急時の避難対応等の役割を担うことで、町民の帰還や新規住民の取り込みが期待でき、震災からの復興に資するものである。

したがって、本事業は本計画の目標に定めた「中核的産業を担うこととなる企業の設備投資を支援することにより、住民の生活環境整備や利便性向上等、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

旅客の送迎に関わる対象事業者が本町に帰還し地域に根ざした企業活動を再開することにより、浜通り地域の旅客輸送の安定した供給や安全安心な送迎を行うことが出来る。特に東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉事業をはじめとする復興従事者の送迎は浜通り地域の迅速な復興につながるものとなる。

また、地域と連携し様々な地域住民参加型の旅行や観光の企画を実施し、毎日の住民の移動手段としての役割を担うことで、町民の帰還の促進及び復興の迅速な推進に寄与するものとなる。

さらには、今後いつ訪れるか分からない災害時において地域連携によるバス活用の推進と、浜通り地域の帰還へ向けたバス運行を計画していくことで、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、檜葉町、檜葉町商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする檜葉町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。